

5 介護休業手当金（法70条の3）

（1）給付要件

介護休業手当金は、組合員（任意継続組合員を除く。）が次に掲げる要介護者を介護するために、介護休業を取得し、当該介護休業より勤務に服さなかった期間について給料の全部または一部が支給されないときに、その間の経済的援助を目的として支給される給付です。

この場合の「介護休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第7項において準用する同条第3項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であって、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けたものをいいます。（北海道、札幌市においては「介護休暇」が該当します。）

なお、組合員が雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、給付されません。（札幌医科大学等）

【要介護者とは】

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活に障害がある者で次の者

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 父母

ウ 子

エ 配偶者の父母

オ 祖父母

カ 孫

キ 兄弟姉妹

ク 父母の配偶者

ケ 配偶者の父母の配偶者

コ 子の配偶者

サ 配偶者の子

ク～サは、組合員と同居していることが給付要件となります。

（2）給付期間

介護休業手当金の給付期間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業（休暇）により勤務に服さなかった日数を通算して66日を超えない期間です。

介護休業（休暇）により勤務に服さなかった日とは、正規の勤務日（土曜日及び日曜日以外の日）であって、介護休業（休暇）により給料の減額を受けた日をいいます。一般的に、開校記念日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は、介護休業（休暇）中であっても報酬が支給されるため、介護休業手当金は給付されません。

また、介護休業手当金は、勤務に服さなかった期間1日につき給付されるものですので、半日又は時間単位の介護休業（休暇）を取得した日については、給付されません。

《給付期間・支給対象日の例》

例1：平成29年4月1日～7月31日に介護休業（休暇）を取得した場合
（5月1日は開校記念日とする）

→介護休業（休暇）の日数が通算して66日に達するのは、平成29年7月7日となります。

平成29年4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

介護休業日数…20日

給付日数…20日

平成29年5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

介護休業日数…19日

給付日数…19日

平成29年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

介護休業日数…22日

給付日数…22日

平成29年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

介護休業日数…20日

給付日数…5日

凡例  …給付対象日  …祝日等

例2：平成29年9月1日～9月30日、平成29年12月18日～平成30年3月31日にかけて介護休業（休暇）を取得した場合

→介護休業（休暇）の日数が通算して66日に達するのは、平成30年2月27日となります。

平成29年9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

介護休業日数…20日

給付日数…20日

平成29年10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平成29年11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

平成29年12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

介護休業日数…9日

給付日数…9日

平成30年1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

介護休業日数…19日

給付日数…19日

平成30年2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

介護休業日数…19日

給付日数…18日

平成30年3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

介護休業日数…21日

平成30年4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

凡例  …給付対象日  …祝日等

（3）給付額

給付日額：標準報酬日額×0.67（1円未満切捨て）

注記：標準報酬日額とは、標準報酬月額÷22分です。（10円未満四捨五入）

なお、介護休業手当金には給付上限相当額が定められていますので、給付日額が給付上限相当額を超えた時は、その額で頭打ちとなります。

令和1年8月から	令和2年8月から	令和3年8月から
15,230円	15,294円	15,102円

給付上限相当額は毎年8月1日に改定されますので、決定次第、公立学校共済組合ホームページ

等でお知らせします。

また、改定の際は共済組合で新しい給付上限相当額を反映した給付日額を再計算して給付金を支給しますので、手続きはありません。

(4) 報酬日額との調整

介護休業（休暇）取得により勤務しなかった期間に対して給与報酬等が支払われる場合は、報酬日額を算出し、介護休業手当金の日額が報酬日額を上回る場合、その差額を手当金として支給します。

報酬日額の計算

減額対象となる給与の額×1/月の要勤務日数 …A

給与の減額単価×7.75 …B

減額対象外の給与のうち日額計算するものの計×1/月の要勤務日数 …C

減額対象外の給与のうち月額計算するものの計×1/22 …D

報酬日額＝（A－B）＋C＋D ※A－Bがマイナスとなる場合はC＋Dの額

（道費職員については、通勤手当以外の給料・手当は日額で支給されるものとして計算します。また、介護休業手当金の場合、通勤手当は報酬日額の計算に含めません。）

(5) 提出書類

請求にあたっては、月ごとに、次の書類を提出してください。

ア 介護休業手当金請求（変更請求）書（別紙様式第9号）

イ 給与（報酬）の減額に関する通知書等の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）

ウ 請求期間に係る月、減額が反映された月及び介護休業（休暇）を取得する前の月に係る給与（報酬）支給明細書の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）（注）

エ 介護休業（休暇）等処理簿の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）

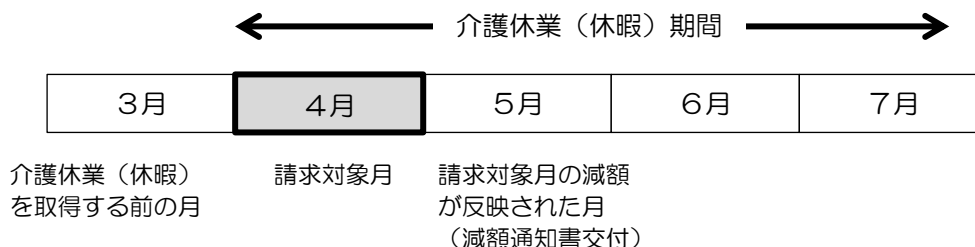
オ 出勤簿の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）

（注）給与（報酬）支給明細書の写しについて

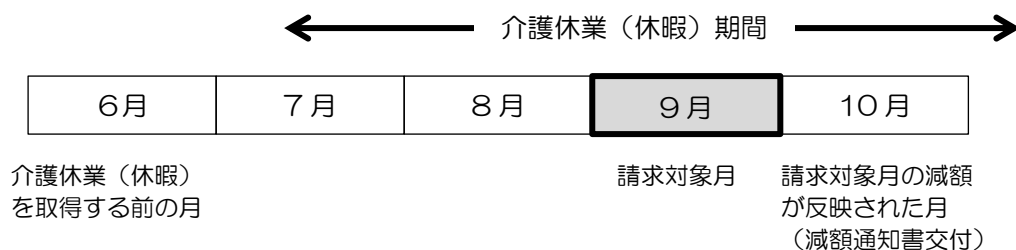
介護休業（休暇）は、勤務しなかった時間数に応じて翌月以降の給与が減額されますので、減額内容を確認するため、「請求対象の月」、「請求対象月の減額が反映された月」、「介護休業（休暇）を取得する前の月」の給与（報酬）支給明細書の写しを提出してください。

例1：4月1日から介護休業（休暇）を取得し、4月分の介護休業手当金を請求するとき

→3月、4月、5月の給与（報酬）支給明細書の写しを提出



例2：7月10日から介護休業（休暇）を取得し、9月分の介護休業手当金を請求するとき
→6月、9月、10月の給与（報酬）支給明細書の写しを提出



（6）介護休業手当金Q&A

Q1 半日又は時間単位で介護休暇を取得した日について、介護休業手当金を請求できますか？

A1 介護休業手当金は、勤務に服さなかった期間1日につき支給するものですので、半日又は時間単位の介護休暇を取得した日については支給できません。

Q2 短期介護休暇を取得した日について、介護休業手当金を請求できますか？

A2 短期介護休暇は特別休暇であり、勤務に服さなかった日について給料が支給されることから、介護休業手当金は支給できません。

Q3 要介護者とは普段別居していますが、介護休暇中は要介護者の住居に泊まり込んで介護を行います。この場合、要介護者と同居していることになるでしょうか？

A3 「同居」とは、組合員と要介護者が生活を共にしている場合をいい、組合員が要介護者宅に泊まり込む場合を含みます。